

栗田町内会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 栗田町内会規約第41条に基づき、栗田町内会（以下、本会という）が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とし必要事項を定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱規程の取扱方法は、総会資料又は回覧により年1回、会員に周知するものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、副会長、会計、特命理事、防災部長、婦人部長、理事、班長とする。

(機密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報を第三者に漏洩又は流出させてはならない。また不当な目的に使用してはならない。

2 前項の定めは、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報とは、「栗田町内会 会員入会／退会届」などとして会長に提出された、次の事項を記したものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な、①氏名（家族、同居人を含む）、②住所、③電話番号、④性別を必須とするほか、その他の項目で会員が同意する事項とする。

(同意の取消し又は変更)

第8条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により必須事項を除く、個別の事項、又は全ての事項について同意の取消し・変更することができる。

2 前項の申し出を受理した場合、直ちに該当する個人情報の変更又は廃棄、削除しなければならない。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、会議開催、会員管理、その他文書の送付など、等
- (2) 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
- (5) 祝い金等、対象者の把握

(6) 災害時における要援護者の支援活動

(7) 町内会関連団体等の活動促進

(管理)

第10条 個人情報管理は管理者又は管理部特命理事が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は管理者又は管理部特命理事立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

(提供先)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち役員に関するもので、地方公共団体又はこれらに準じる公共目的の団体・学校が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(6) その他、町内会で予め決めた提供先の場合

(個人情報の利用又は提供)

第12条 管理者又は管理部特命理事は、個人情報を利用又は提供したときは記録を作成し、3年間保存しなければならない。

(個人情報を受ける際の確認)

第13条 管理者又は管理部特命理事は、個人情報を受ける際は受ける際の確認を行い、記録を作成し3年間保存しなければならない。

(開示)

第14条 会員は、提供した会員本人の個人情報について、管理者に対して開示を請求することができる。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示の請求があったときは、他の会員の個人情報の開示に該当する場合等を除き、開示することができる。

(情報漏洩又は苦情)

第15条 取扱者は、個人情報に関する事故の発生及び恐れを把握したとき、又は苦情を受けたときは、管理者に報告するものとする。

2 管理者は、原因究明、被害の拡大、再発防止、処理等の対応を執るものとする。

(定めのない事項及び変更)

第16条 この規程に定めのない事態が生じたとき、又は変更等するときは会長が役員会の承認を得て決するものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月13日から施行する。